



こおりまち

# 議会だより

平成19年秋号

VOL.70

桑折町小



新・議会構成決まる ..... 2

各会計決算を認定 ..... 4

林玉町長不信任決議否決 ..... 10

入札参加資格審査の客観点数のくい違いは？  
— 一般質問・6名登録 — ..... 12



# 議会構成決まる

## 議長に高橋氏、副議長に浅野氏

議会の改革  
活性化を  
さらに推進

去る九月三十日執行の桑折町議会議員一般選挙において、我々十四名が当選させて頂きました。そして、十月十五日開催の初議会では不肖私共が、正・副議長に就任をいたしました。もとより、浅学非才ではあります。その職責を全うすべく全力で頑張る所存であります。

また、公正・公平にして民主的な議会運営に努めることはもとより、引き続き議会の改革・活性化を推進し、町民に開かれた議会を目指して参ります。さらには、町民皆様の付託と信頼にこたえるべく、全力を傾注して参る覚悟であります。何卒、町民皆様方の御指導・御協力を心からお願ひ申し上げます。

議長 高橋 宣博  
副議長 浅野 義雄



任期満了に伴い、改選後初めての議会が、十月十五日開催されました。

正・副議長の選挙に続き、議席の指定が行われ、その後、各委員会委員の選任・一部事務組合議会議員の選挙、監査委員の選任が行われました。議会の構成は、次のように決まりました。

### 総務文教厚生 常任委員会

総務課、税務住民課、企画環境課、健康ほけん課、福祉介護課、保育所、会計室、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員に関する事務を所管

委員長 松山善二  
副委員長 羽根田八千代  
委員 川名静子  
          斉藤謙  
          原賢志  
          半澤高  
          相原京子

### 産業建設水道 常任委員会

産業振興課、建設課、都市整備課、上下水道課及び農業委員会に関する事務を

所管  
委員長 斎藤松夫  
副委員長 片平秀雄  
委員 佐藤榮三

平井國雄  
平井光一  
浅野義雄  
高橋宣博  
(辞任)

### 議会 委員運営

委員長 半澤高  
副委員長 平井光一  
委員 松山善二  
          斎藤松夫  
          原賢志  
          高橋宣博  
          浅野義雄  
          参与

### 議会 委員広報

委員長 原賢志  
副委員長 川名静子  
編集長 羽根田八千代  
委員は、一年交替  
(正・副議長を除き、全議員が一回は委員を務める)

### 一部事務組合 議会議員

公立藤田病院組合議会議員  
定数は、十二名(国見町六名、桑折町四名、伊達市二名)

羽根田 八千代  
原 賢志  
半澤 高  
相原 京子

伊達地方衛生処理組合議会議員  
定数は、十五名(伊達市五名・福島市二名・伊達郡四町各二名)

齊藤 謙  
平井 國雄

伊達地方消防組合議会議員  
定数は、十五名(伊達市七名・伊達郡四町各二名)

片平 秀雄  
松山 善二

福島地方水道用水供給企業団議会議員  
定数は、十一名(福島市四名・伊達市二名・二本松市一名・伊達郡四町各一名)

高橋 宣博

福島地方広域行政事務組合議会議員  
定数は、十六名(福島市五名・伊達市三名・伊達郡四町各二名)

高橋 宣博  
浅野 義雄

桑折町監査委員  
議会選出監査委員の選任に同意  
平井 光一



# 平成 18 年度一般会計

## 決算認定

歳入 41 億 7,350 万円

歳出 40 億 7,074 万円

平成十八年度一般会計決算は、歳入決算額四十一億七千三百五十四万四千円、歳出決算額四十億七千七百七十四万五千円となり、歳入歳出差引残額は一億二百七十五万九千円となりました。

そのうち千五百三十一万円が繰越明許費繰越額です。平成十八年度一般会計決算は、この分を差し引いた八千七百七十二万八千円が実質残額となりました。この額のうち四千五百万円を財政調整基金に積み立てし、残額四千二百七十二万八千円を翌年度に繰越処理しました。

### 決算の概要

歳入については、予算現額に対して七十二万五千円の増、率にして〇・〇二%の増となりました。収入増の主なものは、町税が七百六十八千円、地方交付税三千二百三十四万八千円であり、収入減の主なものは、地方譲与税五百十二万二千円、繰入金三千九百九十九万八千円、町債四百万円減じたことなどによるものです。

歳出では、予算執行率九十七・六%とほぼ計画通り執行されました。主な事業は、次の通りです。

- 道水路改良・新設事業
- 経営構造対策事業
- 農業基盤整備事業

公共下水道整備事業  
子育て支援事業

### 平成十八年度決算審査意見

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の計数は、関係各帳票及び証拠書類と照合した結果誤りがなく、会計処理及び事業の執行については、全体的にはおおむね良好である。

なお、自立の町づくりを進める中、地方財政をとりまく環境は依然として厳しい状況にある。町政運営に当たっては、引

き続き簡素で効率的な行政運営に徹しつつ、長期的な視点に立つて施策の緊急性、優先度の確かな検討を行い、財源の重点的、効率的配分を行うなど、従来にも増して財政運営に工夫を凝らし、計画的に各種事業の推進に努められたい。

平成十九年八月二十四日  
監査委員

石幡 邦弘  
平井 光一



# 総括質疑

相原 京子議員

## 高齢者の交通手段を

問 高齢者で交通弱者の方のためにタクシー券が配布されているが、該当者が限られている。一人でも多くの交通弱者へのサービス向上の検討はしてきたか。

答 町長 これ以上のタクシー券は広げられないが、福祉行政全体のなかで、考える時期に来ていると思う。

## 児童館の施設拡充は急務

問 児童館は定員四十名のところに、倍近い利用者があふれる。子ども達に安全な放課後を過ごさせるために、職員体制の充実と施設の拡充も急がなければならないのではないか。

答 町長 職員体制は、現在の人数で頑張ってもらっている。嘱託職員の五年で

雇い止についてもそれをつらぬくのがいいかどうかを検討しているところだ。施設の不足は地域交流センターを利用するなどしてきた。

田中忠治郎議員

## 児童館の手狭な施設の対応は

問 放課後児童保育の児童数が増加の傾向にある。それらに伴い遊戯室の構造的な問題等も含め、大変手狭になってきているがその対策・対応は。

答 町長 両親が職業を持ち家庭での保育が困難な児童及び家庭の事情で保育が困難と認められる児童に合わせ、平成十三年からは短期間、臨時の放課後児童保育も実施して児童数がさらに増加しており、施設・体制の検討をしているところだ。

半澤 高議員

## 税外収入の確保について

問 町が保有する資産等に民間企業などの広告を掲載し、積極的な広告事業推進による財源の確保について次の点を考えてはどうか。

- ①ネーミングライツ
- ②広報こおりへの広告募集
- ③町主催の行事プログラムの等への広告募集

答 町長 広報こおりへの広告募集に関しては、川俣町等での先例もあり、検討した経緯がある。また、他の方法についても検討していきたい。

斎藤 松夫議員

## 更地取得方針の背景は

問 平成十五年三月策定の中心市街地活性化基本計画書でうたっている蚕糸跡地利用は、建物をすべて壊し更地にするものではなかった。ところが同年九月、町長は更地での取得方針を示した。しかし、情報開示請求で判明したが、そのための内部検討の経過は見当たらない。よってこれは町長判断で行われたものと考えられる。その背景には町が取得する替わりに解体工事は地元業者に発注させようとの町長の思惑があったのではないか。

## 二十年先より 目前の問題解決を

問 平成十八年度において二十年先を見通した都市計画マスタープラン等の策定がすすめられた。ところが目の前の問題である蚕糸跡地活用計画策定は少しも進んでいない。このような事務のあり方をしっかり総括し、教訓を引き出して今後に望むべきと考えるがどうか。

答 お質しの通りと考える。



# 討 論

## 反 対

齋藤 松夫 議員

平成十八年度は自立への道を軌道に乗せるべき重要な年であった。結果はどうであったか。自立を軌道に乗せる試金石ともいふべき福島蚕糸跡地活用計画策定は少しも進まなかった。そのうえ、一〇〇%落札問題など官製談合疑惑が表面化し説明責任も果たされていない。町民の信頼低下は著しく、このような十八年度予算執行を認めることは出来ず反対である。

## 賛 成

半澤 高議員

平成十八年度一般会計決算認定に賛成の立場で討論します。

当初予算編成時には、『經常費の縮減に努めて自主

財源の確保を図り、行政サービス水準の維持に努める』との方針でありましたが、決算上遂行されたことと考えます。

今後、『自立の道は』相当険しいものとなりますが、我々町民には助役（副町長）不在でも事務執行をスムーズにできる町職員という宝があります。その宝を活かし、今後の指針となる財政計画の早期作成や新たな発想と創意工夫による町政運営に期待するものです。

\*\*\*\*\*

平成十八年度一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定されました。

## 平成十八年度 特別会計

# 決 算 認 定

### 国保会計

## 健全財政の維持に努力

国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算は、歳入決算額十三億二千五百二十七万四千円、歳出決算額十二億九百七十八万五千円となり、歳入歳出差引一億千五百四十八万九千円、の剰余金が生じたので、全額翌年度に繰り越しました。

拠出金二億二百六十九万九千円、介護給付金八千二百四十五万七千円、全体の九一・八%を占めています。また、被保険者一人当たりの医療費等は、一般分は

減となりましたが、退職分は退職被保険者数の増、加入者の高齢化により増となりました。

保険事業の運営については、早期受診や健康づくりなど、被保険者の疾病予防の推進を図りながら医療費の適正化と国保税の収納率向上を図り、健全財政の維持に努力されたようである。

（決算の概要）  
歳入では、予算現額に対し五千五百九十六万九千九百円、率にして四・四%の増となりました。その主なものは、国・県支出金の増です。

老人保健  
医療諸費  
前年とほぼ同額

老人保健特別会計歳入歳出決算は、歳入決算額十三億八千六百九十七万二千円、歳出決算額十三億七千八百四十六万円となりました。

の、国庫支出金です。歳出については、予算現額に対し六百十三万九千九百円、率にして〇・〇〇七%の減となりました。

歳出では、予算現額に対し五千九百五十一万九千九百円の残となり、執行率は九五・三%です。その主なものは、保険給付費八億三千三百十八万九千九百円、老人保健

歳入では、予算現額に対し二百三十七万八千九百九十九円、率にして二・三%の増となりました。その主なものは、

の、国庫支出金です。歳出については、予算現額に対し六百十三万九千九百円、率にして〇・〇〇七%の減となりました。



▲負担増、深まる不安

## 介護保険

### 保険給付費は 前年度対比三・五％減

介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算は、歳入決算額九億二千三百八十四万円、歳出決算額八億八千七十二万円となり、歳入歳出差引残額四千三百二十二万円の剰余金が生じたので、三千七百九十七万四千円を介護給付費準備基金に積み立てし、残額五百四十六万円を翌年度へ繰越処理しました。

#### 〈決算の概要〉

歳入では、予算現額に対し九百二十四万八千円の減

となりました。その主なものは、介護保険料、県支出金及び支払基金交付金です。

歳出では、予算現額に対し五千二百三十六万八千円の残となり、執行率九十四・四％です。その主なものは、保険給付費七億五千二百二十五万八千円で、前年度対比二千七百二十四万九千円、率にして三・五％の減となりました。

## 公共下水道

### 供用開始面積 百十二・六ヘクタールに

公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算は、歳入決算額三億八千四百二十二万四千円、歳出決算額三億七千六百二十五万五千円となり、歳入歳出差引残額八百九十九万円を全額翌年度に繰越

しました。

#### 〈決算の概要〉

歳入では、予算現額に対し九十七万九千円の増となりました。その主なものは、下水道使用料です。

歳出では、予算現額に対

し七百一十九万九千円の残となり、執行率九十八・一％です。

また、平成十八年度の整備面積は七・二ヘクタールで、年度末の供用開始面積は百十二・六ヘクタール、年度末水洗化率は八十三・九％となりました。

## 水道事業

### 給水能力の増強を図る

水道事業会計決算の経営概要は、給水人口一万二千四百五十九人、年間有収水量は百四十一万三千五百二十四トン、有収率八十七・九％です。前年度と比較すると、給水人口は八十人の増、有収水量で二万九千六百四十四トンの減及び有収率で一・二ポイントの減となりました。

収益的収支については、収入三億七千五百七十八万円に対し、支出が三億三千二百三十三万円で、純利益は三千七百九十六万円となり、

前年度と比較して三千三十六万円の増となりました。

資本的収支については、収入一億千七百九十一万円、支出一億九千八百五十九万円で、不足額は八千五百九十九万円となりましたが、当年度消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

建設改良事業については、第四次拡張事業に伴う配水管布設工事等を実施し、給水能力の増強を図りました。

は、当年度未処分利益剰余金六千三百三十九万円のうち減債積立金に二百万円、建設改良積立金に八百万円を積み立て、残額五千三百三十九万円は翌年度に繰越しました。

# 9月 定例会



平成19年第10回定例会は、9月4日から9月13日までの10日間の会期で開催されました。

提出された議案は15件で、その内容は平成18年度一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各会計の決算認定6件、条例制定2件、条例改正2件、補正予算3件などでした。

すべて、原案通り可決されました。

## 補正予算

一般会計補正予算(第四号)

歳入歳出それぞれ二千二百四十二万二千円を追加し、予算総額を三十九億五千八百四十三万二千円とするものです。

《歳入》

〓 増額の主なもの 〓

○ 地方交付税

千八百八十六万九千円

○ 介護保険特別会計繰入金

八百四十二万五千円

〓 減額の主なもの 〓

○ 地方特例交付金

七百四十七万七千円

《歳出》

○ 町道改良舗装工事請負費

千六百万円

国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第一号)

歳出で諸支出金の償還金三十万九千円を追加し、予備費三十万九千円を減額補正するものです。

介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ四千九十八万六千円を追加し十億千八百九十四万円とするものです。

《歳入》

○ 給付費準備基金繰入金

三千二百六十五万五千円

○ 繰越金

五百四十六万六千円

《歳出》

○ 介護給付費、国、県負担金及び支払基金交付金の返還金

二千九百二十七万七千円

○ 一般会計への繰出金

八百四十二万六千円

## 条例制定

町公民館条例

中央公民館と地区公民館のそれぞれの使用料を規定するとともに管理規定の新設、運営審議会の設置規定の削除、文言の整理等を行う為、現条例を廃止し、新たに制定するものです。

町体育施設条例

現町民運動場条例、町民体育館条例、町民プール条例、町民テニスコート条例を廃止し、各体育施設の使

用料等を見直した各体育施設設置・管理に関する条例を新たに制定するものです。

## 条例改正

町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

納税連絡員制度の廃止に伴う「納税連絡員の報酬」規定の削除及び旅費の額の規定を改正するものです。

町福祉センター条例等の一部を改正する条例

町公民館の使用料等の見直しに伴い、町福祉センター条例、町民会館条例、半田コミュニティセンター条例、睦合ふれあい会館条例の使用料等を改正す

るものです。  
町議会委員会条例の一部を改正する条例

議員定数削減により、常任委員会の名称、委員定数及びその所管を改正するものです。(3ページ参照)

## 人事案件

教育委員会委員の任命につき同意を求める件

委員半沢敏子氏は、平成十九年九月三十日をもって任期満了となるので、原案の通り新任に同意しました。

○ 谷地字道下十九番地の三  
安藤 重男  
昭和二十二年三月一日生



## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方分権の推進、地域経済・雇用創出の促進、少子・高齢化への対応、地域レベルでの環境需要の高まりのなかで、基礎自治体が果たす役割は一段と高まっている。

2008 年度予算は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2007」に沿って新年度概算予算作成が開始することになるが、より住民に身近なところで政策や税金の使途決定、住民の意向に沿った自治体運営を行うことができるよう、2008 年度政府予算における地方財政の充実・強化をめざし、次のことを強く求める。

### 記

1. 国：地方の税収割合 5：5 の実現にむけて、さらなる税源移譲と国庫補助負担金の改革を進め、地方自治の確立と分権改革の基盤整備につながる税財政制度の改革を進めること。とくに、自治体間財政力格差を是正するための地方税の充実強化をはかること。
2. 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、自治体間の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること。
3. 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 13 日

福島県伊達郡桑折町議会議長 高橋 宣博

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、  
経済産業大臣、経済財政政策担当大臣 宛

※意見書より抜粋掲載

請願・陳情

審査結果

産業建設常任委員会

水路改修工事に関する請願

(請願者)

下郡町内会

会長

岩崎

輝雄

(審査の結果)

採択

◎当面、応急措置に万全を  
図られたい。

総務文教常任委員会

地方財政の充実・強化を求  
める意見書提出の陳情。

(陳情者)

桑折町職員労働組合

執行委員長 菅野泰史

(審査の結果)

採択

臨時会  
10/22

第十二回臨時会は、十月二十二日に開催されました。

提出された議案は二件ですべて原案通り決まりました。

補正予算

平成十九年度一般会計補正  
予算(第五号)

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ五百九十九万九千円を追加し、予算の総額を三十九億六千四百三十四万千円とするものです。

その財源として、普通地方交付税三百七十二万円、林道施設災害復旧国庫補助金二百八十九万九千円(補助率・五十パーセント)を充当するものです。

《補正する主なもの》

● 本年七月十五日、台風四号の大雨による林道災害の本復旧工事費  
四百七十七万九千円

● 所得税の更正に伴う十八年度町県民税更正による還付金不足額  
百十三万円

広報委員会

メンバーチェンジ!

〜読みやすい議会だよりを

目指して〜

本号より広報委員会のメンバーが交替しました。十月の議会改選に伴い、委員会をはじめ大幅な人替えではありませんが、議員全員参加による広報づくりの伝統を受け継ぎ、議会の姿を正確に伝え、読みやすく理解しやすい

委員長	原 賢志
副委員長	川名 静子
編集長	羽根田八千代
委員	松山 善二
”	平井 光一
”	平井 國雄



# 林王町長の不信任決議を否決

賛成

12

対

6

反対

9月定例会最終日、議員発議による「林王町長の不信任決議(案)」が、平井光一議員他8名から提出され、質疑、討論、採決の結果、賛成12名、反対6名で否決されました。(不信任決議については、出席議員の四分之三の同意が必要となります。)

討論については、賛成反対それぞれ2名の議員が発言いたしました。

発議第14号

## 林王町長の不信任決議

本議会は桑折町長林王喜久男君を信任しない。以上、決議する。  
理由、

本議会は本年1月30日、桑折町長林王喜久男君に対する辞職勧告決議を可決した。その後7ヶ月あまりを経過し、更に明らかになった事実は次の通りである。

福島蚕糸跡地利活用計画策定は、その後「利活用計画と財源対策骨子に基づいて計画をつくりなおす」ことで議会と合意したが、その後7ヶ月経過しても少しも進まず、蚕糸跡地利活用計画調査特別委員会報告書で指摘したように「混迷の度を深めるばかり」となっており、もはや林王町長による本計画の策定は極めて困難であることが明らかになった。

三月定例会では、全会一致で「特定業者との癒着根絶に関する決議」を採択、100%落札問題調査特別委員会の調査報告のとおり、「官製談合の疑い」がさらに深まっている。

前町長からの提訴による、林王町長と桑折町が被告の立場に立つ損害賠償請求裁判において、平成15年度の業者格付け事務が、本来ならば平成14年7月1日施行の基準ですべきものを改正前の基準(平成10年7月施行)をもって行い、その結果、原告の会社が格下げとなった事実が明らかになった。

しかもこの事実について、林王町長は真実を明らかにすることを避け、説明責任を果たしていない。加えて林王町長の指示によって事務方の方針を変更し、一括発注に導いた醸芳小学校体育館解体工事及び校庭整備工事についての疑問にも答えられず、不信は深まるばかりである。

以上の事実から、林王町長によっては公正にして公平な町政の実現は不可能であり、当面する諸課題の解決も困難であると考え、町民の信頼回復をはかるためにも林王町長の退陣を強く求め本決議案を提出する。

平成19年9月13日

福島県伊達郡桑折町議会

# 討 論

## 反対討論

松山善二議員

現在我が町は自立の町づくりをめざし、町民の暮らしと福祉を守る為に、邁進している最中に於ての町長不信任決議案提出は、町民に不安と議会に対する信頼と失墜を与える以外何物でもありません。

議会に身を置く者として町民が議会を見る本当の姿を知つての事なのか、これまたこの時期にと疑問が残ります。

町民の間では、議会に対してあきらめの声が大であり、住民の為の議会であるべきなのに、議員の為の議会とうつるからである為。

## 賛成討論

半澤 高議員

不信任決議案に対しまして賛成の態度をとります。提案理由が丸々呑み込んだわけではないので私が賛成する理由を申し述べます。

今の町と議会との関係は誰が見ても「車の両輪のように」とはなっておりません。お互いに補い合いながら重要案件を少しでも前へ進めて欲しいというのが町民意見の大半です。この状況を打破するためには議会解散と町長が町民の信を問うことが必要であり、近い将来を含めた今後、議会と町との関係、更には町民利益のために、その必要性が高いと考え賛成するものです。

## 反対討論

平井國雄議員

財政はきびしく諸問題が発生している中、一〇〇%落札問題は長期に渡り調査をしてきましたが明確な答はまだ出ておりません。(株)安細組からの損害賠償請求訴訟においても議会での調査では明らかではなく、今係争中の重要なときであります。裁判の判決を見守るべきであり臆測で早がてんすべきではありません。我々議員は、町そして町民

## 賛成討論

斎藤松夫議員

の利益の為に議論を傾注すべきであり、今このような時期に不信任決議を出せば、益々町民を混乱させ不安感をおおるだけであります。以つてこの決議は反対するものであります。

次の理由により賛成の態度をとる。

一、不信任提出理由のすべてが事実に基づくものであり、その事実はすべての議員が承知しているところだ。この決議案には大義がある。

二、重要問題で林王町長は答弁不能の状態に陥っており、桑折町はまさしく閉塞状況に陥っている。これでは自立への道を軌道に乗せることは出来ない。

三、林王町長は自ら進んで職を辞すべき段階にあると考えるが、そうした自覚には到達していない。よつてこの閉塞状況の打開は不信任決議案の可決以外にない。

## 賛成議員

原 賢志  
半 澤 高  
龜 岡 好雄  
田 中 忠治郎  
平 井 光一  
朽 木 正衛

大 宮 平吾  
相 原 京子  
斎 藤 松夫  
半 沢 正仲  
奥 山 敏夫  
高 橋 宣博

## 反対議員

平 井 國雄  
松 山 善二  
浅 野 義雄

羽 根 田 幸一  
渡 邊 惣一郎  
大 槻 深悦

尚、松山善二議員の討論に不適切な言動があつた為本会議において謝罪し、責任をとつて総務文教常任委員長を辞任しました。

# 一 般 質 問

## 6名登壇

田中忠治郎議員

### 客観点数の食い違いはなぜ 改正前を適用していたため

問 町発注工事指名入札等

について次の点を伺う。

(1) 請負有資格名簿、県と町の評点の一部が食い違っているがなぜか。

(2) 過去の指名入札において、工事実績より指名回数を優先させたのはなぜか。

(3) 八月からの入札制度は(4) 政治倫理条例をつくるべきでは。

答 町長 (1) 町と県の評点に差異があったのは、町では経審の評点を平成十年七月改正を適用し、県は平成十四年七月改正を適用したため生じたものだ。(2) 指名基準に基づき指名しており公平・公正は保たれている。(3) 桑折町条件付一般競争入札試行取扱要領を決定したので、すみやかに、周知を図り施行していく。(4) 政治倫理条例を作る考えはない。

### 民間活用も含め 税収を図るべきでは 議会と協議しながら 進める

問 福島蚕糸跡地利活用に

関して次の点を伺う。

(1) 基本計画を全面的に見直し、民間活用も含め雇用と税収増を図るべきとの町民の声に町長は。(2) 町民にもきちんとした説明をし、町民の意向を再確認すべきではないのか。

答 町長 (1) 事業規模や事業主体、手法等の内容を見直し、議会とも協議しながら進める。(2) フロワーチャートで示してきた。町の考えを整理して、議会と協議を進めているところである。

商業まちづくり

基本構想は

コンパクトな

まちづくりで

問 町においても中心市街地の活性化を図るうえからも「商業まちづくり基本構想」を策定すべきと思うが町としての対応は。

奥山 敏夫議員

### 町役場の予想移転地は 福島蚕糸跡地か醸芳中跡地を

問 桑折町都市マスタープラン(案)によると、町役

場の移転及び道の駅の設置の検討が行なわれるようであるので、次の事項を問う。

一 町役場の移転について(1) 移転の理由、(2) 予想移転地、(3) 所要の財源対策、(4) 住民対策等。

二 道の駅の設置について(1) 設置の理由、(2) 設置方面、(3) 所要の予想敷地面積、(4) 所要の財源対策、(5) 地権者及び住民対策等。

答 町長 一、二合わせて答える。役場庁舎の移転については、行政サービスの向上と窓口サービスの集約

答 町長 県は「商業まちづくりの推進に関する条例」を制定したところだ。本町においては、高齢化社会の進行、人口減少等の中で、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりをすることが持続性のある負荷の少ない町づくりを可能にすると考え

化を目指し、福島蚕糸跡地や醸芳中学校跡地を活用したい。なお、魅力的な駅前拠点の整備は、町民の皆さんの意見を聞きながら検討して行く。道の駅については、一般国道四号の利用者の休憩施設、地域との情報交流の機能をそなえたものに、そして広域防災機能に有する道の駅については、今後、一般国道四号が拡幅整備される中で検討したい。なお、道路管理者である国、近隣市町との調整をはじめ、諸団体や町民の皆さんの意見を聞きながら、検討を進める。

## 大宮 平吾議員

### 若者が夢のもてる町づくりは 雇用の創出や若者の定住で

問 次の点について伺う

(1) 企業誘致による雇用創出の具体的な対策は

(2) 堰向工業団地の売却損五億二千万円の解消に、福島蚕糸跡地を売却し

後世に負担を残すべきではないと考えるが。

(3) 曙ブレーキ株式会社との契約の進捗状況は。

答 町長(1)企業誘致は、雇用の創出や若者の定住促



▲ どうする再建・存続

進等、これが地域経済の効果を図るうえでも重要である。(2) 損失補てんは一般財源による債務負担行為(二十年間)で補てんする。(3) 曙ブレーキ工業株式会社と堰向工業団地の売却について進めているが、契約についてはもう少し時間が必要と考えている。

### 公立藤田病院の存続は改善策の履行で

問 公立藤田病院の改革について、大改築による企業債の七八億円余の負債と医師不足が病院経営を圧迫している。病院の存続を図るため、副管理者としての考えを伺う。

答 町長 現在、公立藤田総合病院の改革に向けて「病院改革審議会」「病院経営改善検討委員会」で種々検討されており、その結果による改善策の履行に努力する。

### 福島蚕糸跡地の 利活用は

### 事業の内容見直しで

問 次の点について伺う  
(1) 福島蚕糸跡地の財源対策について

(2) 「福島蚕糸跡地利活用計画及び財源対策骨子」を「白紙」に戻し町財政の健全化の向上を図るべきではないか

答 町長 (1) 財源状況の厳しさが予想されたが、地方交付税等の減少、藤田総合病院への負担金問題、伊達崎小学校耐震補強等々の新たな財源負担が考えられる。なお福島蚕糸跡地は秩序ある開発を骨子案で進める。(2) 福島蚕糸跡地の利活用計画については「福島蚕糸跡地利活用計画及び財源対策骨子」の事業規模や事業主体及び手法等の内容の見直しを行う。

### 桑折町の

### 官製談合の疑い 適正な入札事務で 公正である

問 桑折町の官製談合の疑いについて次の点を伺う。

(1) 醸芳小学校体育館解体

工事及び校庭造成工事の落札率は100%であった。客観的には、官製談合の疑いがあり、公平・公正と思われる。

(2) 去る六月二十五日、平成十五年・十六年町有資格者名簿(建築)が翌二十六日差し替えられたのは行政事務執行上、理解できない。

答 町長 (1) 醸芳小学校体育館解体工事及び校庭造成工事の入札の結果は、適正な入札事務で公正性は保たれる。(2) 当初作成した有資格者名簿を配布するところ、参考として作成していた別葉の名簿で当時の税務財政課が所掌していた。

相原 京子議員

## 桃せん孔病に対する取り組みは 対策検討し献上桃の郷守る



### 桃せん孔細菌病とは

細菌（バクテリア）が病原菌で葉・果実・枝を浸す。防除は大変困難であり、次年度にも拡大のおそれがあると言われている。

枝は褐色になり、凹んだ病斑になる。葉にも斑点があらわれ、後に落葉する。果実は初め褐色の小斑点であるが、やがて拡大し黒褐色となり、不整形の果肉にくいこんだ病斑となる。

問 わが町の基幹産業である農業の主力品目の桃にせん孔細菌病が多発した。産地存亡の危機に係わるといわれ、関係者は対策に追われている。町としての取り組みを伺う。

答 町長 (1)八月二十九日現在のまとめからみると、被害面積約四十一ヘクタール、被害率約二十一%、被害園の減収率約二十九%。(2)八月二十日に「対策検討会議」を開催。(3)伊達管内

(3)隣接町との情報交換  
(4)被害農家に対する支援

### 小学校卒業までの医療費を無料に 財政確保をし慎重に 検討したい

問 子育て支援の充実に関して次のことを伺う。

(1)子どもの医療費助成の年齢を引き上げて、小学校卒業まで無料にすること。

(2)町独自の保育料頭打ち制度を続けること。  
(3)入札制度見直しや税金の無駄遣いを改め財源を十分確保すること。

答 町長 (1)妊婦検診無料化の拡大等を図ってきた。医療費助成拡大は、他会計に影響有り、今後、財源確保を含め慎重に検討したい。(2)均衡のとれた応分の保育料を検討し、子育て

家庭の負担軽減を図る。(3)財政の将来予測は歳入総額の減少である。収入に合った歳出構造に改革する考えだ。

### 水害防止の抜本対策 と当面の措置は 現在は土のうで 対応

問 水害のない町づくりのために次のことを伺う。

(1)豪雨時における西根堰の溢水から根岸平石地区の人家を守る抜本的対策と当面の措置について

答 町長 (1)(2)西根堰の溢水については、伊達崎排水機場の導水路に繋ぐ、西根堰からの放水路を検討するが、現時点では無いので、土のう等による対応である。

### 酸素濃縮器 電気料助成を 財政面から 慎重に検討

問 病弱であっても安心して住み続けられる町づくりのため、在宅で酸素医療の

方に電気料の助成を実施する考えはないか伺う。

答 町長 県内では六市町村が実施しているが、桑折町は障害のある方に対する他の助成事業も含めて、財政面からも慎重に検討していきたい。

### 伊達崎小の 耐震補強は 今年度中に 実施設計発注

問 伊達崎小学校耐震補強の検討経過と進捗状況を伺う。

答 教育長 補強、改修について内部検討、教育委員会定例会での報告、協議を経て、現在、本校舎と屋内運動場の耐震改修実施設計の発注に向けて準備中である。

齊藤 松夫議員

## 町長見解崩れたこと認めよ 係争中のため答弁は控える

問 「一〇〇%落札問題」に対する町長見解は、「適正な入札事務のもとで認められたもので問題はない」というものであった。ところが今度は平成十五・十六年度入札資格審査における格付け事務の誤りが表面化した。そのうえ本来あるべき指名委員会などの会議録

もないという有様だ。もはや適正事務で問題なしの町長見解が崩れたことを認めるべき段階ではないか。  
答 町長 当該年度の事務はすべての申請者に対し同一の基準でやったものだ。本件は係争中でもあり答弁は差し控える。



▲ 売却予定の工業団地

### 宅地開発計画

見直しの理由は  
売れ残り懸念の  
意見多いため

問 蚕糸跡地活用計画の事業規模等見直し対象を、三ヘクタールの宅地開発計画と説明されていたが、その理由を伺いたい。

答 町長 計画推進会議で検討の途上、宅地開発については、宅地の売れ残り懸念する意見が多く、また、一部に住民要望の多い商業施設を入れて、財源対策も考えるべきとする意見もある。そこで事業規模、事業主体、手法などについて見直しする考えである。

### 工業団地の

損失補てん額は  
利息含め  
六億二千二百万円

問 堰向工業団地売却による損失補てん額並びに年度ごと補てん額、補てん財源を明らかにされたい。

答 町長 損失補てん合計額は利息を含めて六億二千二百万円だ。年度ごと補てん額は補てん期間を二十年間とし、初年度の平成二十年

年度は三千六百万円、最終年度の平成三十九年度には約二千六百万円と見込んでいる。

補てん財源としては借入金にかかる利払いに対する一般会計からの補助金相当額を見込んでいます。

### 改革への四項目

提言内容は  
病院機能の  
明確化などだ

問 公立藤田病院改革審議会は新日本監査法人から四

項目の提言を受けている。その内容を伺いたい。  
答 町長 次のような内容である。  
一、この地域での医療・介護をどのように構想し、その中で公立藤田病院が担う機能を明らかにしていくこと。  
二、現実的な財務負担関係の検討。  
三、他の公立病院とのネットワーク機能の充実と県の役割の認識。  
四、運営形態の検討。

半澤 高議員

## 財政計画作成の進捗状況は 説明できる段階にない

問 町長は三月定例議会で「自立のための財政計画の樹立に努める」と述べているが、財政計画作成の進捗状況等について伺う。  
答 町長 財政計画の作成については、事務事業評価等を進めながら、庁議で協議してきたところであるが、まだ、説明できる段階にいたっていない。計画作成したい町民懇談会を開催し町民へ説明する予定である。

(次ページに続く)

## 災害対策は 災害対策従事者 マニュアルで

### 徹底図る

問 去る七月の台風四号接近に伴う大雨による水害への対応等、防災に関して次の二点を伺う。

(1) 今回の水害対策に関して今後にフィードバックすべき点は。

(2) 風水害や地震によって通行人等に被害を及ぼす建物等の把握と対策は。

答 町長 (1) 災害対策につ



▲ 進む災害復旧

いては、町地域防災計画及び町水防計画により対策を行うことにしているが、対策資材に不足が生じるなど、一部に反省する点があったことから改善に向けた努力したい。災害対策が円滑かつ迅速、的確に実施できる防災体制確立のため、

災害対策従事者マニュアルを早期に作成する。(2) 建築物の安全性の確保の必要から、防災性の高い建築物の建設促進のため、耐震性・耐火性の高い建築物への改

修など。また、避難所までの避難路等に面する落下物の恐れのある建築物についても、所有者及び管理者に対し、改善を要請する。

## 奨学金利用増の 方策は

### 利用しやすい 制度に

### 制度に

問 町の奨学金貸付制度について次の二点を伺う。

(1) これまでの利用者数及び金額は。

(2) 更なる利用増のための方策は。

答 教育長 (1) 平成十五年制度創設、十六年度からの貸付開始以来、四名の利用、貸付金総額は二百七十三万四千円である。(2) 今後、貸付金の増額や受付期間、所得基準など、利用しやすい制度となるよう検討する。



## 平成 19 年度

# 福島県町村議会議員研修会 開 催

—— ビッグパレットふくしま ——

平成十九年度福島県町村議会研修会が、去る十一月十二日に「ビッグパレットふくしま」にて開催されました。

今回の研修では、「今後の地方分権改革、地方財政等」について、東京大学大学院教授の神野直彦氏より、また「これからの政局展望を探る」と題し、テレビ朝日キャスター・コメンテーターの三反園訓氏より講演を頂きました。

議会では、自立を目指す町にふさわしい議会の確立と議会活性化に活かして行きたいと考えております。



# 委員会レポート

9月定例会において、各常任委員会に付託されていた調査事件の調査結果が、委員長より、次の通り報告されました。

## 福祉厚生常任委員会

### 子育て支援の

### 現状と今後の

### あり方について

少子高齢化が進むなか、国も県も子育て支援に力を入れて来ています。本委員会では平成十八年四月二十四日から平成十九年八月二十四日まで、担当課長の出席を求め、説明を受け質疑を行ってきました。幼保一元化の動きのなかで、担当課も福祉介護課から学校教育課に移るなど、変化がありました。

次世代育成支援行動計画がたてられ、社会全体で子ども達の発達を見守り、子どもをもつ親を支援する体制が求められています。「認定こども園」については、取り組み状況と、今後の保育のあり方がどうなるか、説明を受けました。国と自治体が責任をもってきた保育制度が、規制緩和と民間参入の方向へ切り変わろうとしています。平成二十年度から、幼保連携プランの具元化として窓口の一本化がはかられます。

児童館は年々利用者が増加し、施設が狭くなっている状況を確認しました。

### 〈調査の結果〉

子育て支援を充実させ、効果的な少子化対策を図るために、行政・学校・職場・地域・家庭がそれぞれの役割を果たし、子どもを産み育てやすい環境を整えることが必要です。また、子どもの医療費助成年齢引き上げに努めることも必要です。

### 後期高齢者医療制度

### に関して

後期高齢者医療制度理解と高齢者の健康維持のために、平成十九年二月十三日、健康ほけん課長に出席を求め、資料により後期高齢者医療制度及び福島県後期高齢者医療広域連合について説明を受け質疑を行った。平成十九年六月十二日、同課長に出席を求め、資料により同制度に係る予算措置及び条例について説明を受け質疑を行った。

### 〈調査の結果〉

平成二十年四月から七十五歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制

度が始まる。町はこの制度について後期高齢者に充分理解を得られるよう啓蒙に努められたい。

## 産業建設常任委員会

本委員会は、次の四項目の調査を行って来ました。

### 道水路の

### 整備事業について

本町における道水路網の事業は、請願、陳情が山積している状況にあり、町民から早急な工事発注を求められている。

住民の安全と安心を確保する上から、工事のコスト縮減等、現場の実態を考慮し、現物支給工法等も取り入れながら効率的な整備促進が最重要不可欠な課題である。

### 地域農業の

### 振興の方策について

地域農業の振興の方策については、農作物、特に桃は現在本町の最重要作物であり、その生産に当り万全

をつくす事は欠く事が出来ない。本委員会は、集落営農の実態並びに農業経営所得の安定対策、JAファーマーズマーケット出店計画について、本町に設置される事を望み、その検討を行って来たところである。現在までの調査から出店計画は明らかでないことが判明した。今後は「道の駅」直売所設置が本町農業振興発展の一環として実行する事が重要な課題である。

### 宅地開発事業の

### 促進について

宅地開発事業については道合地区の八区画のうち七区画が販売済みであり、現在、西段地区住宅造成事業が進められている状況である。平成十九年度完成で、平成二十年度から販売の予定が示されたところであり、光明が見えて来た感覚である。今後一層の努力を期待するところである。

(次ページに続く)

## 中心市街地の

## 活性化について

中心市街地の活性化推進にあたり、本町においても経済の停滞や人口の減少、少子高齢化を背景に中心市街地の衰退現象が表れている。こうした中で、住民の意見を反映させ、「桑折町都市マスタープラン」の見直しが行われてきたところである。しかし、都市拠点と位置づけられてきたエリアにおける福島蚕糸跡地利活用計画策定は、今だその途上にある。本町の財政構築を図るためにも同跡地利活用計画策定を当面する最重要課題と位置づけ、速やかなる事業の推進を図ることを強く要求して止まない。

## 議会運営委員会

# — 議会活性化推進 —

地方分権の時代にふさわしい役割を果たせる議会めざして議会活性化取り組みをすすめてから十年余経過しました。今期四年間は町民と双方向型の議会、開かれた議会を新たな目標としてかかげ、活性化取り組みをすすめました。

本委員会はさらなる議会活性化推進を展望し、今後の課題と生かすべき教訓について次のような調査報告書をまとめました。

1、本町は平成十六年九月、合併協議会から離脱し全

一致で「当面自立」の道を選択した。この道を軌道に乗せ町民の負託に応えるべき議会の責任は大きい。そのため議会は平成十七年三月定例会において「自立の町にふさわしい議会確立に関する決議」を採択した。

今後議会活性化の取り組みをすすめるにあたっては、地方分権時代の要請に応えることとどまらず、「自立を選択した町にふさわしい議会の確立」をより明確に目標としてかかげていくべきである。

2、議会活性化をめざす基本方針は「議員自らの意識改革と自己研鑽」「政策立案・提言活動の発展」「住民に開かれた議会確立」の三点であった。しかし、合併離脱後の「自立計画の策定」や「蚕糸跡地利活用計画策定」「100%落札問題」などへの調査に、多くの時間を費やさなければならなかったこれまでの経過に照らせば、「批判と監視機能の強化」についても、あらためて基本方針の中に位置づけるべきであった。

3、「議員自らの意識改革と自己研鑽」は、議会活

化取り組みの出発点として位置づけたものである。しかし、議会活性化推進の途上においてもなお議会や議員のあり方について厳しい町民意見があることを自覚し、議員一人一人の真剣な努力が求められているところである。

4、「政策立案能力の向上」については、常任委員会における所管調査と共に、「自立」「蚕糸跡地利活用計画」等々について特別委員会を設置し、政策立案・提言を行った。また、政務調査会設置による、政策問題での議員間討論にも踏みだした。

この間の取り組みは重要であり、この経験をさらに発展させることが必要である。

5、「開かれた議会の確立」は今期議会活性化取り組みにおいて、特に重視したものである。委員会条例、並びに傍聴規則の改正を行い、さらに議会と町民とのあいだで双方向型の情報・意見の交換体制確立を目標としてかかげ、「具体的方策」の多くを実行に移した。これまでに蓄積した経

を土台に、文字通り町民に開かれた議会にしていかなければならない。

6、議会活性化取り組みの途上、多くの町村議会と交流する機会に恵まれ、学ぶべき先進事例や情報に接することができた。なかでも、北海道栗山町における議会基本条例制定に基づく議会活動は注目に値する。本議会としても、こうした先進事例から多くを学びとることが重要である。



# 福島蚕糸跡地利活用計画 調査特別委員会レポート

本特別委員会は、福島蚕糸跡地利活用基本計画策定について跡地取得以来二年有余に渡り協議・調査を続けてきたが、現議員任期中の最後の九月定例会となったので、これまでの調査結果をまとめて次のとおり報告します。

## 一 調査事件

- (1) 利活用計画策定に関する事項
- (2) 住宅団地造成事業に関する事項
- (3) 利活用計画策定に伴う財源対策に関する事項

## 二 調査の経過

本特別委員会は、平成十七年六月二十八日、福島蚕糸跡地利活用計画調査特別委員会を設置以降これまで、十七回開催の特別委員会のほかに特別委員会幹事会十一回、特別委員会協議会を三十三回開催し調査を行ってきた。

## 三 調査の結果

- (1) 利活用計画策定に関する事項

①「平成十八年八月二十九

日中間報告書」これについては、「議会だより」平成十八年秋号に記載のとおりであります。

②町長は、これまでの議会決議（「福島蚕糸跡地利活用計画策定に関する決議」、「福島蚕糸跡地利活用計画の根本的見直しを求める決議」）を尊重しなかつたため、議会は、平成十八年十月二十七日「議会決議尊重に関する決議」を行い、態度の変更を求めた。その後、平成十九年一月十二日町長は、議会決議を重く受け止めるとして、計画を取得時に戻って作り直すとの態度を表明した。しかし、決議で求めている計画策定をコンサルに丸投げしたこと、誤りを認めず、二年近く事務を停滞させ、千百万円余りを浪費した責任を明確にしなかつた。本年八月、特別委員会は、一月以降の「取得時に戻って計画をつくり直す」とした方針にも

とづく計画策定の進捗について報告を求めたが、その結果明らかにされた方針は「利活用計画及び財源対策骨子」の事業規模や事業主体及び手法等の内容の見直しを行い、秩序ある開発を進めると言うものであった。特別委員会は、この見直しに基づく計画（案）を提出するよう町長に求めたが、非常に困難であるとの回答であった。このようないことから、福島蚕糸跡地利活用基本計画策定は、混迷を深めるに至っている。よって、今後においても、引き続き議会の調査が必要であるとされた。

- (2) 住宅団地造成事業に関する事項

住宅団地造成事業の事務の検査は、地方自治法第九十八条の検査権を福島蚕糸跡地利活用計画調査特別委員会に付託されたものであり、調査の結果は次のとおりである。住宅団地造成は、道合地区、西段地区及び福島蚕糸跡地の宅地造成に係わるものである。このうち

道合地区については、八区画を造成し一区画の販売を残すのみとなった。西段地区については、十三区画の造成を計画中である。福島蚕糸跡地については、事業規模及び事業主体等の見直し方針が示された。住宅団地造成事業は、福島蚕糸跡地取得の財源対策骨子に基づくものであり、明確なコスト意識をもつてすすめるべきである。

- (3) 利活用計画策定に伴う財源対策に関する事項

これまでの利活用計画策定のあり方を見ると、



▲ いつまで このまま…

財源対策のための宅地開発に関しては、コスト意識に欠けるものであった。したがって、特別委員会は、財政の現状を考慮し、財源対策を明確にした利活用計画を策定するよう町長に対し強く求めてきたところである。

# 傍 聴 席

## 子供は町の大切な宝物

季節は秋も終わりに近づき枯葉が路上を風に吹かれて飛んでいきます。

私は車を走らせながら、桑折町の将来もこの枯落葉のようになるのではないかと心から危惧しています。

かつて桑折町は、郡内でも模範的存在でした。お医者さんも工場も多く、商店街も活気があり公共機関も数多く占めていました。

しかし現在の桑折町は、活気も気概もなく、将来の町への明るく楽しい期待感を持っていないと言っても過言ではありません。これは非常に憂うべきことです。

このような状況になったのは何といても行政のたるみが最大の原因です。

議会を傍聴しても質問する事のみが目的の発言、曖昧な返答を繰り返してけりをつける行政側、こんなやりとりを見るにつけ、こんな事で町が良くなるのだろうかと思わざるをえません。町長を筆頭に役場職員、議員の方々は、もともと町の現状を真剣に憂いてほ

しい。特に町長は桑折町を良くする情熱を言動で示し職員の内となりて貰いたい。

町の小中学生に桑折町が将来どうなつてほしいか、どうすれば良いと思うかを聞いてみてほしい。くだらないつまらないと思うかも知れませんが、大人の利害本位とは違う発想・夢・アイデア等が出てくるのではないかと思います。

何といても子供達は、将来の担い手、町の大切な宝物ですから。

伊達崎 M・I

## 正常な議会運営を

いつも町議会を傍聴して感じることは、傍聴者が少ないことが残念でなりません。

これでは議会の緊張があるのでしょうか疑問を呈するところでは。

公共工事入札制度問題等の訴状について、福島蚕糸跡地活用計画に関して、公立藤田病院存続再建築等々と重要な案件が山積みする中で九月定例会、白熱する議会が展開する中で

のたびたび休議「これは町と議会が一体となっていないからかなあ」と思えてなりません。それぞれの言い分があつての事とは思いますが、どこかで妥協点を見つけて解決するのが民主的な議会運営ではないでしょうか。

今議会を最後に勇退される議員の皆様へ永い間、町発展にご尽力されました事に心から感謝申し上げます。

西上 R・H

## 編集後記

桑折町議会は任期満了に伴ない、新しいメンバーによる議会運営が始まりました。新人5名、現職9名の14名体制になり、女性が3名に増えたことにより男女共同参画社会に少なからず入ってきていることに期待を感じています。平均年齢も10才以上若返りました。積極的に桑折町を他町からうらやましがられる町にしていきたいと思ひます。

(K・H)

## まちの歳時記

～晩秋の香～



## 議会だより

平成19年12月1日発行

発行 福島県伊達郡桑折町議会  
責任者 高橋宣博  
編集 桑折町議会広報委員会  
電話 (024) 582-2113  
印刷 (株)神尾印刷所

<http://www.town.koori.fukushima.jp>